

## 熊本県採穂園造成事業しゅん工検査要領

### 第1 趣旨

この要領は、熊本県採穂園造成事業実施要領（以下「実施要領」という。）第13条の規定に基づくしゅん工検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

### 第2 検査

検査は、実施要領第12条の規定に基づく完了届を受理した後、速やかに行うものとする。

### 第3 検査員

検査は、林務技術職員又は知事が特に必要と認めて命じた職員で、専門的な知識を有する者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

### 第4 立会人

検査は、事業の実施主体の長又はその代理人の立会いのうえ、行うものとする。

### 第5 検査の方法

別記の「採穂園造成に係る検査の方法及び基準等」に基づいて行うものとする。

### 第6 検査調書等

検査員は、検査を行った場合は、検査調書（別記第1号様式）及び検査野帳（別記第2号様式）を作成するものとする。

### 第7 検査の復命等

- 1 検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書（別記第3号様式）に検査調書、検査野帳（検査野帳の写しを含む。）及び検査写真を添えて、知事に復命しなければならない。
- 2 広域本部（地域振興局）長は、検査が終了したときは、検査復命書の写しに検査調書（原本、又は当該広域本部（地域振興局）の林務課長若しくは林務班長が原本証明した写し）及び検査員任命伺いの写しを添えて、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

### 第8 検査調書等の保存

第6及び第7の規定に基づいて作成した検査調書等は、事業完了年度の翌年度から起算して5カ年間保存するものとする。

## 第9 事業量の単位

第6及び第7の規定に基づいて作成する検査調書等に係る事業量の単位は、次により記載するものとする。

- (1) 造成地地拵え及び耕起に係る面積については、平方メートルを単位とし、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。
- (2) シカ防護柵（シカ侵入防止柵）の設置に係る延長については、メートルを単位とし、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。

### 附 則

この要領は、令和5年11月28日から施行する。

採穂園造成に係る検査の方法及び基準等

1 検査の方法

(1) 書類検査

- ア 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「**要項**」という。）及び実施要領に基づく補助金交付申請書並びに完了届等の関係書類（以下「**申請書等**」という。）について、1 施行地ごとに行うものとする。
- イ 書類検査は、主として申請書等により、その記載内容が要項及び実施要領に定める採択要件並びに熊本県採穂園造成事業実施基準（以下「**実施基準**」という。）に定める内容に合致しているか、2の「書類検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。
- ウ 面積、本数及び延長の検査は、申請書等と照査して行い、査定は、検査面積等に従って行う。

(2) 現地検査

- ア 申請書等に基づいて、1 施行地ごとに行うものとする。
- イ 施行地の位置が、申請書等に記載された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図等の図面（以下「**区域図**」という。）若しくはG N S S（衛星測位システム）で照合し、確認するものとする。
- ウ 補助の対象として認める工種ごとの施工区域等は、実施基準の4のとおりとする。
- エ 検査員は、現地検査において区域図の確認を行うものとし、その結果、申請された面積、本数及び延長が不足していると認められる場合、査定は、検査による面積等に従って行う。
- オ 現地検査は、実施要領及び実施基準に定める採択要件等に従って事業が実施されているか、3の「現地検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。

2 書類検査の検査基準

検査項目	検査の内容	検査方法		検査基準	摘要
		区分	確認方法		
工 種	実施要領及び実施基準（この基準において「 <b>要領等</b> 」という。）に定める事業内容であることを確認する。	造成地除伐	・除伐が必要な状態であるか、写真等により確認する。	書類等の記載内容に相違なく、かつ、採択基準等を満たしていること。	
		耕 起	・施工状況について、写真等により確認する。		
		植栽・苗木	・適正な本数が植栽されているか、申請書等により確認する。		
			・品種系統の明確な苗木であるか、証明書類等により確認する。		
		施 肥	・植栽木に適した種類、数量であるか、伝票等により確認する。		
			シカ防護柵		
		標 識	・必要な数量が設置されているか、申請書等により確認する。 ・資材について、要領等に定める標準的な仕様であるか、伝票等により確認する。		
実施主体	要項、要領等に定める実施主体であることを確認する。		・生産事業者 ・熊本県樹苗協同組合	・生産事業者に係る登録証又は県が管理する生産事業者登録簿により確認する。	要項、要領等に定める実施主体であること。

検査項目	検査の内容	検査方法		検査基準	摘要
		区分	確認方法		
書類等	要項及び実施要領(この基準において「要項等」という。)に定める書式となっていること。また、添付書類に漏れがないこと、記載内容に誤りがないことを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了届</li> <li>補助金交付申請書</li> <li>補助金の概算払い請求書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた書式、記載内容となっているか、要項等と照合して確認する。</li> <li>施行地ごとに必要な書類が添付され、書類相互の記載内容が整合しているか、確認する。</li> </ul>	必要な書類が揃っており、その記載内容が適正であること。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地</li> <li>土地所有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地台帳等により確認する。</li> </ul>			
	面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>図面等と照合し、1施行地の面積が500平方メートル以上であるか、確認する。</li> </ul>			
	資材の数量、単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書等に記載された資材の数量に相違ないか、購入単価が補助単価を大幅に下回っていないか、伝票等により確認する。</li> </ul>			

### 3 現地検査の検査基準

検査項目	検査の内容及び方法	検査基準	摘要
造成地地拵え	<ul style="list-style-type: none"> <li>不用木等(灌木類)の処理状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽、シカ防護柵の設置に支障がないよう処理されていること。</li> </ul>	
耕起	<ul style="list-style-type: none"> <li>圃場の耕起の状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽木の育成に適した状態に耕起されていること。</li> </ul>	
植栽・苗木	<ul style="list-style-type: none"> <li>本数検査法及び伝票等により、施行地ごとの品種系統別の植栽本数を確認する。</li> <li>品種系統別に明確に区分され、適正な間隔で植栽されているか、確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された品種系統別の本数に相違ないこと。</li> <li>母樹の管理に適した間隔で植栽され、その植栽区域に異なる品種系統が混入していないこと。</li> </ul>	
施肥	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木数本分を無作為に抽出し、施肥の状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木1本当たりの適正な量が、苗木の生育に支障のないよう施肥されていること。</li> </ul>	
シカ防護柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行地ごとに無作為に抽出する延長20mの区間を設定し、柵の高さ、支柱本数、強度等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載された施行延長及び実施基準に定める仕様に相違なく、シカの侵入防止に効果があると認められること。</li> </ul>	
標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>品種系統の数及び植列等に応じて、明確な区分に必要な本数が設置されているか、確認する。</li> <li>必要な事項が正確に記載され、長期間の設置に耐え得るものであるか、確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品種系統別に母樹が明確に管理できるように、必要な本数が適正な箇所を設定されていること。</li> <li>標識の資材及び記載内容が実施基準に定める仕様に相違ないこと。</li> </ul>	

別記第1号様式(第6関係)

年度(            年度) 熊本県採穂園造成事業しゅん工検査調書

実施主体名:

事業区分	整理番号	所在地	品 種 系統名	面積 m <sup>2</sup>	工 種	事業量 (延長・面積)	補助金額 円	検査結果等			備 考	
								書類検査 確認	現地検査 確認	検査の 合否		
採穂園造成	1				造成地地拵え	m <sup>2</sup>						
					耕 起	m <sup>2</sup>						
					植 栽	本						
					苗木代	本						
					施 肥	本						
					シカ防護柵	m						
					標 識	本						
	小計		0									
	2					造成地地拵え	m <sup>2</sup>					
						耕 起	m <sup>2</sup>					
						植 栽	本					
						苗木代	本					
						施 肥	本					
						シカ防護柵	m					
標 識						本						
小計		0										
計							0					
共通仮設費						%	0					
合 計							0					

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員 職名

氏名

注1) 「検査結果等」欄の「書類検査確認」及び「現地検査確認」欄は、確認した箇所に「    」を記入すること。

注2) 証明の欄については、自署又は記名押印とする。

別記第2号様式(第6関係)

年度(            年度) 熊本県採穂園造成事業しゅん工検査野帳

実施主体名			
事業区分	採穂園造成		
整理番号		検査年月日	年 月 日
検査員	職名	氏名	
立会人氏名			

事業量 (造成面積)	m <sup>2</sup>	所在地		
検査記録				
造成地地拵えの確認	施工の適否	適 ・ 否	確認	
	施工面積	m <sup>2</sup>	確認	
耕起の確認	施工の適否	適 ・ 否	確認	
	施工面積	m <sup>2</sup>	確認	
植栽の確認	品種系統名		確認	
	植栽本数	本	確認	
	活着(区分)の状況	良好(適) ・ 不良(不適)		
施肥の確認	施工の適否	適 ・ 否	確認	
	施工本数	本	確認	
シカ防護柵設置の確認	設置の適否	適 ・ 否	確認	
	資材の適否	適 ・ 否	確認	
	施工延長	m	確認	
標識設置の確認	設置の適否	適 ・ 否	確認	
	表示の適否	適 ・ 否	確認	
	設置本数	本	確認	

注) 各項目について、必要事項を記入するか、又は該当するものを      で囲むこと。

年度(            年度) 熊本県採穂園造成事業しゅん工検査復命書

年(            年) 月    日から            年(            年) 月    日まで、            年度(            年度) 熊本県採穂園造成事業のしゅん工検査を下記のとおり実施したところ、別紙検査調書のとおりでしたので復命します。

記

実施主体名:

施行市町村名	事業区分	申請件数	事業量 (造成面積)	現地検査件数			備考
				抽出	全筆	計	
計							

年    月    日

検査員 職名

氏名

熊本県知事

様

注1) 実施主体ごとに作成すること。  
注2) 証明の欄については、自署又は記名押印とする。